

平成 22 年度 鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会 議事概要書

日 時 : 平成 22 年 6 月 17 日 (木) 15 : 40～18 : 00

場 所 : グランド平成 (大崎市内)

1. 懇談会資料

- ①鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会 次第 出席者名簿 委員名簿
- ②資料－1 「鳴瀬川直轄河川改修事業」事業再評価資料
- ③資料－2 「鳴瀬川直轄河川改修事業」事業再評価に係る費用対効果算出資料
- ④資料－3 「鳴瀬川直轄河川改修事業」事業再評価説明資料
- ⑤資料－4 「鳴瀬川総合開発事業」事業再評価資料
- ⑥資料－5 「鳴瀬川総合開発事業」事業再評価に係る費用対効果算出資料
- ⑦資料－6 「鳴瀬川総合開発事業」事業再評価説明資料
- ⑧参考資料－1 「鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会」規約
- ⑨参考資料－2 「鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会」に関する公開方法及び傍聴規定
- ⑩参考資料－3 「鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会の役割」
- ⑪参考資料－4 事業評価改訂概要
- ⑫参考資料－5 「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」関連資料
- ⑬参考資料－6 「宮城県からの意見照会」回答文

2. 会議の内容

【懇談会開催趣旨等説明】

●（事務局）

- ・ 河川整備計画に基づいて実施される事業のうち再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し意見を述べるものとなっている（鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会規約の第2条に基づく）。
- ・ 鳴瀬川直轄河川改修事業（河川整備計画）は平成19年の河川整備計画策定から3年を経過したため、鳴瀬川総合開発事業については平成19年の河川整備計画策定後に改めて説明することとしており、前回（平成17年）評価より5年を経過したため、新たな再評価実施要領に基づき再評価を行う。
- ・ 国土交通省所管公共事業における事業再評価の実施要領が4月1日付けで改訂された。改定内容の主な項目は下記の2点（改定内容は参考資料-4）。
 - ①都道府県、政令市への意見聴取の導入（意見照会を行う）。
 - ②再評価サイクルの短縮。

【事業再評価資料説明】

事務局より説明

- ①鳴瀬川直轄河川改修事業再評価
- ②鳴瀬川総合開発事業再評価

欠席された委員からの事前意見を紹介

- ダムの流水の正常な機能の維持確保による便益は、本来その用水がもたらす便益を計測して積み上げるべきであり、代替法による建設費用の計上は便益と通ずるところがなく、是正すべきである。これらの便益計測の方法は、代替法以外にあり、計測は可能である。
- 2事業について、対応方針（原案）のとおり「継続」とすることに異論はない。

【議 事】

○（委員）

- ・ 環境や農業用水の利水に対しても配慮し工事を進めていることを確認した。今後とも配慮を継続していただきたい。
- ・ 3年で再評価をやるというのは事業費が抑制されている中で進捗状況というのが余り見えにくいいため再評価として非常に厳しいと思っている。
- ・ 事業費ベースでの進捗率を示すこともご検討いただきたい。
- ・ 本編の1ページ目の全体事業費の中で河川の事業費は約690億円という数値が示されているが、スライドで説明いただいた、スライド34番の河川事業719億円という数値、これはどうして異なってくるのか。

●（事務局）

- ・ 治水経済のマニュアルの中で、諸経費や間接費の率などの決まりがあり、それを使って計算した値が719億円となっている。690億円は事業の実績等から積み上げた事業費である。

○（委員）

- ・ 環境についての考え方は河川の働きの観点で流域、水系を含め考えるべき。
- ・ 治水、利水面で利益を受けているのは主に人間であって、生物には水が使われていないのではないかと。もっと生物に対し水を使うことを考えるべき。
- ・ 治水（工事）を進める際に遊び（余裕）を持つべき。その結果、経済的には小さいかもしれないが、心のゆとり（環境）について効果が考えられるのではないかと。
- ・ 環境についての費用対効果はどのような考えで求めているのか。

●（事務局）

環境としての事業費は、今回の中では区分けはしてないが、実際に事業を行う際には、環境に配慮しながら進めているところ。樹木の伐採等もアドバイザーの方々に意見を聞きながら行うとともに掘削についても河畔林を残すなどやってきている。そういう状況が事業費の中に含まれている。

○（委員）

鳴瀬川沿川に住む住民としては、一日も早く洪水被害また水不足の不安を解消してい

ただきたいというのが悲願。毎年関係する市町村、水利団体と事業の促進をお願いしており事業の継続、また促進を願う。

○（委員）

河川で費用対効果を前回の 50 分の 1 から今回は 100 分の 1 に変えて推計しているが、ダムは今回どちらの計算でされたのか。

●（事務局）

100 分の 1 までを段階的に算定しており、今回の河川と同じ手法である。

○（委員）

整備計画のときの計算も同じようなやり方をしていたということか。河川のほうは便益が大きくなっているが、ダムは余り変わらない結果になっているが。

●（事務局）

資料の中で、ダムの前回というものは整備計画の中で算定したものではなく、平成 17 年度にダム事業単体での事業評価をしたときの数字。こちらの数字は、今回と同じようにダムの場合はずっと 100 年までの確率の中で処理をするということになっており、ベースは一緒。

○（委員）

説明の中で違う前提のものが出てくると、混乱してしまうのでうまく整理していただきたい。

○（委員）

治水に対してのみ便益をカウントしていく費用対効果の手法では、地方の川やダムは非常に不利。そのほかの観点として、種の多様性、CO₂の問題、温暖化にかかわる問題など、多様な検討項目があってもいいのではないか。

●（事務局）

委員のお話は大事な視点と思っている。地域ごとの観点を費用対効果の中に取り込めないのかという話が今議論されているが、残念ながらまだ制度化されていない。今のところは全国一律の画一的な評価の中になっているので、そういう意見が出てきているということ、評価の中で生かしていくよう声を上げていきたい。

○（座長）

本日欠席の委員からも意見があった、流水の正常な機能の維持確保による便益に対しての考えは如何か。

●（事務局）

流水の正常な機能の維持についての便益は、昔から議論されていてなかなか答えが出ていない課題。一部でCVMなどの手法によりやっている事例が出始めているが、なかなか定量化できていない。全国的な課題という点で意見を述べていきたい。

○（委員）

今回の意見や質疑については今後どのように扱われるのか。

●（事務局）

「公開方法」で定められたとおり、議事概要、資料については閲覧、ホームページでの公開を予定している。

【審議結果】

鳴瀬川水系河川整備学識者懇談会において以下のとおり了解された。

・鳴瀬川直轄河川改修事業について

原案のとおり『事業の継続は妥当と判断する』。

・鳴瀬川総合開発事業について

原案のとおり『調査・地元説明の段階の継続を妥当と判断する』。

・その他

附帯意見として『ダムの流水の正常な機能の維持の確保による便益については、今後、全国的な課題として議論していく必要がある』

○（座長）

その他意見があればご発言願います。

特に意見が無いようですので、審議結果を持ちまして本懇談会の意見とさせていただきます。

以上。